

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和2年度第1回松阪市人権施策審議会
2. 開催日時	令和2年11月16日(月) 午前10時~午後0時
3. 開催場所	松阪市役所 第3・第4委員会室
4. 出席者氏名	【委員】 筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、井川東、一ノ木孝明、栗田季佳、酒井由美、庄下としゑ、鈴木清子、関口信人、世古佳清、前田浩、水本雅久、渡邊和己 【事務局】 環境生活部長(村林) 人権・男女共同参画課長(武田) 人権・男女共同参画課 人権担当主幹(佐波) 人権・男女共同参画課(磯田) 【関係各課】 職員課長(中西)、障がい福祉課長(西嶋)、学校支援課長(尾崎)、子ども支援研究センター所長(西出)、こども支援課長(北川)、高齢者支援担当参事(西山)、保護担当参事(松田)
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-3533 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. その他

議事録

別紙のとおり

令和2年度第1回松阪市人権施策審議会議事録

- 【日 時】 令和2年11月16日（月） 午前10時～午後0時
- 【場 所】 松阪市役所議会棟第3・第4委員会室
- 【出席委員】 (14人) 筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、井川東、一ノ木孝明、栗田季佳、酒井由美、庄下としゑ、鈴木清子、関口信人、世古佳清、前田浩、水本雅久、渡邊和己
- 【欠席委員】 (1人) 竹岡由美子
- 【事務局】 環境生活部長（村林）
人権・男女共同参画課長（武田）
人権・男女共同参画課 人権担当主幹（佐波）
人権・男女共同参画課（磯田）
- 【関係各課】 職員課長（中西）、障がい福祉課長（西嶋）、学校支援課長（尾崎）、子ども支援研究センター所長（西出）、こども支援課長（北川）、高齢者支援担当参事（西山）、保護担当参事（松田）

○事務局より開会の辞

○欠席者報告
竹岡由美子委員

○傍聴者報告
0名。

○環境生活部長よりあいさつ

皆さんおはようございます。環境生活部の村林でございます。

本日は、何かとお忙しい中、松阪市の第1回人権施策審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。本年度は、皆様の委員委嘱を4月に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症のために委嘱状の郵送での対応とさせていただきました。改めまして今後の審議会につきまして、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。さて、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷、プライバシー情報など、差別や偏見といった人権侵害につながる事案が多く見受けられるところでございます。松阪市内におきましても、新聞報道等でもありましたように、店名を名指して、従業員が新型コロナウイルス感染症に感染していないのに、感染したとの事実無根の書き込みがSNSで拡散され、そのことによつ

て客が激減して、一定期間は休業にも追い込まれた。その後に SNS に掲載した 20 代の男女二人が名誉棄損の疑いで書類送検されるそういった事件なども発生をしております。このことから松阪市におきましては、市長が緊急に記者会見をいたしまして、そしてまたホームページなどを使って新型コロナウイルス感染症による誹謗中傷を絶対しないようにと呼び掛けもさせていただいたところでございます。さて、本日、委員の皆様には、松阪市人権施策行動計画に基づく事業に対しまして、令和元年度の進捗管理ということで、評価検証等のご審議をお願いをさせていただきます。より良い人権行政を推進していくためにも、それぞれの分野で、ご活躍をしていただいております委員の皆様方から、忌憚のないご意見を賜りまして今後活かさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

- 議事
1. 役員を選出
 2. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
 3. その他

1 については会長に筒井美幸委員。副会長に皆川治廣委員を選出。

議事録

会長挨拶

【会長】

それでは皆様改めまして、引き続き会長を賜ることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。人権って凄く幅があって、今日出席していただいている委員の皆様もいろんな分野から参加していただいていると思います。私も外国人の人権ということで当初は委員として加わらせていただいた次第でございます。最近では SDGs といって一人も取り残さない社会を作ろうっていうのが上の方でも中で叫ばれるようになってきたと思います。松阪に住んでいるすべての人が住みやすい街になるようにどうぞご意見の方よろしく願いたします。

副会長挨拶

【副会長】

皆川と言います。よろしくお願いいたします。前田さんともう何年になるのでしょうか。相当古い時から携わっておりまして、実は私、松阪大学に勤めておりまして、家は市内に置いてありますので、なぜ名古屋からくるんだということになるんでしょうけれども、松阪に非常に縁があるものですから、また、人権施策の方でご提案させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

それではここからの議事進行につきましては、審議会規則によりまして会長にお任せいたします。会長よろしくお願いいたします。

【議長】

それではみなさん規則に基づきまして、私の方が議長を担当させていただきます。議事の進行の方にご協力をよろしくお願いいたします。それでは、事項2の松阪市人権施策行動計画の評価検証について進めていきたいと思っております。まず、事務局の方より松阪市人権施策行動計画について説明をお願いします。

【事務局】

はい。本審議会では、松阪市の人権施策等に関しまして、さまざまな角度からご意見をいただき、ご審議をいただくこととしています。平成26年の「人権施策基本方針の第二次改定」に基づいた、平成27年度策定の「人権施策行動計画」平成27年度から令和元年度までに関しまして、ご審議をいただいております。昨年度の審議会では、「人権施策行動計画」の平成30年度の進捗管理につきまして、ご審議をいただきましたので、今回は、令和元年度の事業評価をお願いいたします。また、すべての事業につきましてご審議を頂くのは難しいと考えておりますので、事務局の方で施策の取り組みのそれぞれの項目につきまして、事業名を抽出させていただいております。なお、抽出いたしました事業の中には、事業の見直し等により統合されたものもございますので、ご理解いただきたいと思います。抽出した事業一覧がこちらの印刷物になります。抽出しました事業に関しまして、こちらの事業評価シートをもとに担当課よりご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、本来ですと「松阪市人権施策行動計画事業進捗状況評価実施要領」に基づきまして、「A かなり充実した」「B 充実した」「C ある程度充実した」「D あまり充実しなかった」「E 充実しなかった」などと評価していただいておりますが、以前より評価において保留になることが多いことから、平成28年度より5つに分けるということではなく、委員の皆様のご意見をもとに評価を行う形で行っております。そこで、ご意見等をいただくうえでお願いがございます。担当課より説明を聞かれた中で、評価できる点はどこか、または、こう言った所を工夫してほしい、考えてほしい、改善してはどうかなどの視点に基づきまして、ご意見等をいただきたいと思いますと考えております。そして、いただきましたご意見をもとに報告書を作成したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。また、1つの事業の審議について時間配分を前回同様に10分から15分程度と考えております。ただし、事業によりましては審議時間が延びることも予想されます。1回の審議会を2時間程度と考えておりますので、審議時間が足りず評価検証事業が残る場合は、日を改めて開催としていくこととなりますのでご理解をいただきたいと思います。それでは令和元年度の事業評価をお願いしたいと思います。

【議長】

ありがとうございました。それでは、令和元年度事業評価につきましてご審議をいただきたいと思えます。行動計画事業のすべてをご審議いただくのは難しいので、あらかじめ先ほどご説明をいただきました事務局の方から評価検証実施事業一覧というのを作っていただいております。これに基づきまして評価の方を進めていきたいというふうに思っております。また、あらかじめ皆様の方からいただいております質問についても今日、質問の回答というのを配布していただいております。担当をしていただく課の皆様はこちらの方もあわせてご回答の方をよろしく願いいたします。それでは評価検証実施事業一覧の1番の、人権尊重のまちづくりの実現のための施策ということで審議の方をお願いしたいと思います。皆様の評価シート16ページの方になりますのでご覧になってください。では担当課の方よろしく願いいたします。

【人権・男女共同参画課長】

人権・男女共同参画課です。よろしく願いいたします。人権啓発事業の目的ですが、市民のみなさんに人権問題についての正しい理解と認識を深めていただくための事業でございます。実施内容は、人権啓発を集中的に行います6月の人権啓発強調月間や12月の人権週間にあわせて、街頭啓発や講演会、映画会等を行いました。主な事業としまして、6月の人権啓発強調月間にはスマイリーキクチさんの講演会「インターネットと人々のかかわり合い」を開催しました。インターネットによる差別事象や誹謗中傷が見受けられ、インターネットによる被害は多くの年代で発生しております。被害にあうだけではなく、いつの間にか加害者になっているケースもあります。ご自身のネット中傷被害の体験談をとおしてわかりやすく話していただきました。参加者数は目標400人のところ150人で行いました。人数といたしまして目標達成とはなりませんでしたが人権について考える機会をもつていただいたと思っております。アンケートによります満足度は88.8%で行いました。また、12月の人権週間におきましては、「人権文化フェスティバル松阪」として、本庁、各振興局におきまして講演会、映画会等を行い、5会場で826の方に参加をしていただきました。本庁管内で行いました人権映画「ワンダー君は太陽」では生まれ持った疾病が原因でクラスメートたちの差別によるいじめや裏切りなど困難にあい、何度もくじけそうになりながらみんなの励ましを受け立ち直り、家族の愛を勇気に変えて立ち向かっていく少年の話でした。そんな彼の行動で、クラスメートたちも変わっていくという内容でございます。満足度もこちらのアンケートによりまして満足度は93.4%で行いました。以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。ただいまご説明がありましたけれども、いただいた事業につきまして、委員の皆様から評価できるところ、またこういったところはどうかという視点

でご意見・ご質問の方をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

1点だけ良いですか。今後コロナの時代に入りまして、人と人が密を避けて展開する訳ですけれども、こういった感じで講演会に代わるものをしていくのかを教えてください。

【人権・男女共同参画課長】

ご質問ありがとうございます。令和2年度に関しましてはなかなか皆さんに集まっていたいて講演会ができない状況でございました。ただ、何もしないということではないので、今年度に関しましてはこの8月にですね映画会を開催しました。いつもであれば6月に人権講演会を行っているところですが、まずは映画会から始めました。コロナの関係で収容人数とかに規定がありますので、会場の収容人数の50パーセント以下というところでしたが、市の事業ということでそれよりもさらに少ない定員を設けまして、500人のところ165人の定員で実施して130人に参加をしていただきました。初めにこのような映画会を実施させていただいて、今後も人数の制限がある中で講演会なども考えているところでございます。また、チラシなども作りまして、啓発も行っているところでございます。

【議長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】

この資料で目標400人の中に実績が150人とありますが、人権となるとたくさんの方に人権の情報を知ってもらうことが大事になると思います。私は委員になるのは初めてなのですが、こういった人権があることを広報で知ったこともあります。ただ、広報を皆さんそれぞれ100パーセント見ているかという疑問視しているところもあって、たくさんの方に人権を知ってもらうために実績数を増やしてもらうことは大事だと思うのですが、チラシを配る以外に具体的に何か他にすることはありますか。

【人権・男女共同参画課長】

やはり啓発でたくさんの方に知っていただくということですので、チラシも配布させていただきますし、今年度になります。例年ですと街頭啓発とかでも皆さんに啓発物品等を配りながら人権の大切さを知らせておりましたが、それも今年度はできませんので、各市の施設等に啓発物品を配布させていただいて啓発をさせていただきました。あとは、広報や松阪ナビという皆さんの携帯にアプリを入れていただいたらお知らせが届くような情報ツールもありますので、そちらの方でも周知をさせていただいております。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【副議長】

人権というとても敷居が高かったり、格調が高いのでなかなか人が集まりにくいというはあるので、例えば人権の後に人の命とかサブタイトルをつけながら市民の方に見ていただいた方がよろしいのではないかと思います。毎年思うのですが、満足度が 88 パーセント、93 パーセントと高いのですが、実は意識が高い人ほど来るのですね。意識が高い人が毎回来て人権の啓発を受けるので、人権の意識の少ない人たちを掘り起こすためには何か工夫をしないと。88 パーセントという数字は額面通り受け取ってはいけないと思います。むしろ人権は来ていない人が来て初めて人権啓発ができますので、意識の低い人たちの啓発の方法についてサブタイトルを入れた方がわかりやすいと思うので、ご検討いただけたらと思います。

【委員】

PR というところで、ただチラシを配布する、人権の啓発していますよというだけだと心に届かないというか、副会長さんがおっしゃった通り、コアに届いていただきたい人に届かないというところはあると思います。そういう方々が目にとめていただけるようなスーパーであるとか、日常で皆さんが集まるようなところに目が留まるようなものを啓発するのが効果的なのではないかと感じました。

【委員】

今委員の皆様がおっしゃったような取り組みで広く講演会や映画の上映会に来てもらえたらいいと思うのですが、講演会の人数が少ないというところでテーマをどのように設定されているのかを教えてくださいませんか。

【人権・男女共同参画課長】

テーマの方ですが。毎年人権に関しては様々なテーマがありますので、その年その年でいろんなテーマを順番にという訳ではないのですが、その時代にあったものをはじめ、全体的にいろんなテーマを皆さんにお届けできるように考えているところです。

【委員】

行政が社会的課題として市民の皆さんに知っていただきたい内容を選んでくるというの

は大事だと思います。一方で市民の皆さんが知りたい人権の課題というのは何なのかというところを取り入れていかれると、もしかするともう少し参加者が集まったりしないかなと思いました。

【委員】

人権啓発というのはいろんなところでやってもらって評価を得られていると思うのですが、難しいとは思いますが一度市民の方の人権に対する意識調査をされてはどうかと思います。過去何年か前にはやられたように聞いておりますが、そういうことを一度されることを検討されてはどうかと思います。副会長さんがおっしゃったとおり意識の高い人はますます意識が高く、全く無関心な人は無関心というギャップが出てきているような感じがいたしますので、できましたら市民の意識調査をやっていただければどうでしょうか。大変難しいと思いますがね、労力ばかりがかかって、その効果をどう見るかそれを具体的な施策にどう結び付けていくかということは大変難しい問題なので、これはあくまでそういうことをやっていただければという要望として申し上げますので、もし考えていただけるのであればよろしくお願ひしたいと思ひます。

【人権・男女共同参画課長】

ありがとうございます。意識調査ですが、基本方針等の改定時にはそのような意識調査もやっていきたいなと思ひます。

【議長】

他にご意見はありますでしょうか。

はい。たくさんのご意見ありがとうございます。それでは一つ目の人権啓発事業についてはこれで終わりたいと思ひます。続きまして二つ目の人権意識の高揚を図るための施策として職員人権啓発推進事業の6ページをご覧ください。担当課の方よろしくお願ひいたします。

【職員課長】

失礼します。職員課長の中西でございます。それでは6ページの内容について簡単にご説明させていただきます。こちらにつきましては、人権問題の解決に取り組むリーダー養成ということで三重県人権大学に職員を1名派遣していましたがより多くの職員に学ばせるためこの人権大学への派遣を止めて人権啓発推進員の強化の取り組みを進めることとしました。昨年度といたしましては、5月に人権啓発推進員を対象に研修会を行っております。ここには出ていないのですが人権啓発推進員がそれらをもとに各職場で人権研修の開催を計画しそれを実施して、その報告の提出を求めて各職場での人権啓発の推進を図っているところでございます。ここで訂正があります。事業予算の方が0となっておりますが、実績それ

から令和2年度の予算の方なんですけれども、49,000円で、49という数字が外部からの講師に来ていただいておりますのでその部分が抜けておりました。大変申し訳ありません。訂正をお願いしたいと思います。以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。今の49,000円は一般財源でよろしいでしょうか。

【職員課長】

一般財源です。

【議長】

ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただいた事業につきまして、皆さまの方から評価できるところ、ご意見があればご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

毎年1名の職員の方の人権大学派遣からたくさんの人を学ばせるために変えたということ、すごくいいことなのかなと思います。以上です。

【議長】

ありがとうございます。今のように良かった点などのご意見をいただくと担当課の方も非常に安心されたり、今後につながるのではないかと思いますので、ご意見等も含めてよろしくをお願いします。

【副議長】

質問ですが、毎年人権大学に職員を派遣していましたが、全員で何名の方が今まで派遣されたのですか。

【職員課長】

今資料がないので、また後で報告させていただくという形でよろしいでしょうか。

【副議長】

申し上げたいのは、この人達が毎年行って、その人が一年くらい行くのだと思うのですが、いずれの方が松阪市の職員さんの講師として教えるということも一つの方法ではないかと思えます。学ぶだけでも意味はあるのですが、むしろ教えるということが重要です。聞いただけではだめで、持ち帰った能力を職員の方に還元していただきたい。この人達が集まって

全員研修、それからお願いしたいのが、専任の方以外にも非常勤の方も教えてほしいです。以前情報の方の会議で非常勤の方がいらっしやらなかったのも、どうしているのかを聞いたら、専任の方が非常勤の人に教えるということを知りました。そういう意味では専任の職員以外にも非常勤の方にも講演はできると思います。人権大学にも行っていましたので、それを還元していただきたいということを申し上げたいと思います。

【職員課長】

貴重なご意見ありがとうございます。確かに先生が言われるように、せっかく人権大学まで行ったのに、その力を活かしきれていないところが多々あると思います。先ほどいただいた提案も含めて次年度以降に事業に含めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【委員】

一番下に複数回の職場人権研修の実施が難しくなっていると思いますが、その辺を具体的に教えてください。

【職員課長】

今もコロナをはじめ、行政サービスに対する色々な業務がどんどん増えてきています。また、それに対応するために業務に関する職員研修もどんどん増えている状況でございます。色々な計画の説明会などを含めると研修のスケジュールを組むのが日程の確保など非常に厳しくなっているところです。色んなところで研修が被ってしまうというところで、研修が被ってしまうと色々な事業をやっている職員が研修に参加できないということが起きます。実施が難しくなっているというのは、できないという意味ではなく、スケジュール調整が厳しくなっているという意味です。

【委員】

複数回ということは、一回はしているということですか。

【職員課長】

今回ご説明させていただいた人権啓発推進員の研修もですが、他にも全職員を対象とした人権研修も色々なテーマにかえて行っております。その他に管理職研修や各層の幅広い人権に関わる研修も出てきております。なので、色々な分野で行っている人権研修のスケジュール調整が難しいということです。

【議長】

よろしかったでしょうか。他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

ありがとうございました。ご意見等がないようですので、2つ目の職員人権啓発推進事業についてはこれで終わりたいと思います。それでは3番目の36ページの障がい者相談員設置事業です。担当の障がい福祉課さんよろしくをお願いします。

【障がい福祉課長】

障がい福祉課の西嶋でございます。よろしくをお願いします。それでは、事業評価シートの36ページをお願いします。障がい者相談員設置事業でございます。これは、行動計画におきましては、11ページの施策の取組3の人権擁護・救済のための施策として、相談体制の充実及び人権擁護、救済システムの充実として取り組みの一環でございます。また、行動計画の40ページでございます人権課題解決のための基本施策における障がいのある人の人権への取り組みとして、障がい者の総合的な支援の一環としての相談支援の取組でございます。事業内容でございますが、在宅の障がい者の家庭支援、地域活動に関する相談や必要な助言・指導を行うことによりまして、障がい者の方の自立を図るものでございます。ここで申し上げた「自立」という言葉でございますが、障がい者自身の自己の決定に基づきまして、主体的な生活を営むことというのが自立という言葉を使わせていただいておりますので、障がいがあっても、適切な支援を受けながらその能力を活用・発揮していると、社会活動に参加していこうということでそういった意味で自立という言葉を用いておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。令和元年度及び2年度の実施内容は、障がい者またはその家族を相談員として配置し、障がい者及びその家族から障がい者が自立した生活をするための相談と活動の支援を行うことで、具体的には、障がい者又はそのご家族に相談員になっていただくという形になります。それで体験を基にした適切な指導とか、支援、相談に対応をしていただいているということでございまして、俗にいう、ピアカウンセリングと言いますがそういった形の形態でございます。なお、事業の額につきましては、該当する取り組みの事業費は全体で表示させていただいております。わかりにくくて申し訳ないのですが、令和元年度も令和2年度に対する事業費につきましては、「障がい者ケア事業費」が大枠でありまして、その事業費を表示させていただいております、実際にこの障がい者相談支援事業に費やした費用といいますのは、212,000円でございますので、内訳が違ってきますのでよろしくお願いいたします。実績のところでございますが、支援員を確保するということがすごく大事なことでございますので、そこをまず目標にしております。身体障がい者の相談員の7人の内訳は、肢体不自由の方、視覚の障がいの方、ろうあの方、子どもがいる方に分けてお願いしているところでございます。また、その下の知的障がい者の相談員につきましては団体さんをお願いしているところでございます。以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。それでは皆様いかがでしょうか。ご意見ご質問がありましたら

よろしくお願いたします。

【委員】

よろしいでしょうか。相談員の方の人数が圧倒的に少ない数なのでしょうかね、今の状況としてのお話を伺いたいのですが。

【障がい福祉課長】

この人数につきましては、過去からはぼこの人数でご依頼をさせていただいています。他市と比較しても遜色ないと考えています。

【委員】

相談員は従来、三重県の相談員という扱いで携わってもらっていましたが、ここ何年前から各市町の相談員となっています。県が障がい者の人数に対して一定の人数に対して一人ぐらいの割合で設置してくださいという要綱で設置してもらっています。なので、三重県の中でも市は相談員の人数はいますが、町に行くと少ないです。身体と知的も全部併せてのすべて合わせたカウントで何名とくると、一人の相談員が色んな相談を全部持たないといけなくなり対応ができないということもあります。現実的に三重県の町の中には相談員がみえない町もあります。設置できていないという意味で問題となっていますが、町も力を入れてもらっていても、やはり今の言ったとおり自分は身体やけれども知的も精神もろうあも自分が一人受けなければならないということになると受け手がない。わずかですが相談員がいない町があります。従来からそうですけど、市もそうですけれども今はかなり社協さんが相談場所を作っています。そういう場所へ身体障がい者の方へ相談員さんをおる程度張り付けてもらえるような施策にしてもらえるといいのですが、働いている方もあつたり都合もあると思うのですけれど、そういう方面でできたら良いと思う。せっかく相談員になってもらっているのだからちょっとくらい相談員さんも協力してそういう場に出ていけるような方がいいかなと。県の研修会は一回しかありません。しかし、市町の相談員さんは市町で管轄していますので参加があつたりなかつたりします。できたら社協とか各市とかがやっている相談の中に月1回ローテーションを回してもらって、出てもらえるようなシステムを作ってもらえたらなという提案としてあるんですけども、そういう現状で今相談員さんは動いてもらっている状態です。

【副議長】

ちょっとお伺いしたいのですが、従来は県の事務だったものが、市町村に下りてきたということですか。

【委員】

そうです。

【副議長】

事務を市町村に押しつけて県は支出金も出さないというのはどうなのですか。

【障がい福祉課長】

県の方で研修会は先ほどおっしゃっていただいたとおりやっております。世古委員は県の団体さんの会長もやっております、各団体さんから色々な情報を入れていただいております。支援は県も含めてやっておりますので、こういった団体を通じて県が直接というより団体さんと県とわりと業務的にきちとはされて見えてそこで、私らの方なのですが団体さんも含めまして行政も一緒になって特に相談関係は取り合っている状況でしてよろしくお願いたします。

【副議長】

町の方ができないのは予算の関係があるのですか。事務を市に渡してお金も出さないというと、ちょっと分かりませんがずるいのではないかと、事務を市町村に渡して、財政的なものは市町でというと町でできないところも出てきますよね。

【委員】

一定額はあると思います。支給は県から市町において市町からとなっています。お金は0ではないです。

【障がい福祉課長】

県の方は、市町は基本的に人材の問題でございまして、市の方は人材はある程度人数がおり、活動いただいておりますが、町になりますとリーダーになるような方がなかなかいらっしゃらないです。そこで、人のことまでできない、自分のことだけで精一杯という方がみえますのであくまで人材の問題だと思います。広域対応という形なら良いのですが今のところなっていないのが現実です。

【副議長】

最初の方に7人は多いのか少ないのかという議論があったので、県が支出金を出してくれればと疑問に思っただけですので、もう大丈夫です。ありがとうございます。

【委員】

人数に関しては一応指導指針が出ていますので、それでこの人数になっています。この人数が変わった時にも私も携わりましたので。

【委員】

ちょっと教えてください。相談員の方はどこで相談をされてみえるのですか。それから、相談日、相談時間など、どんな相談体制なのかを教えてください。

【障がい福祉課長】

基本的にはご自宅です。電話番号等も公表させていただいております、冊子を作っているのですが、そこで個人の方には申し訳ないのですが電話番号まで載せさせていただいて、何かあればピアカウンセリングを受けたかったら、この方に連絡をしてくださいという形でさせていただいております。また、相談があればこちらに報告をしてくださいという形にしております。

【委員】

そうすると、日を言わないという形ですか。

【障がい福祉課長】

そうです。お互いの良い日に相談いただくという形になっています。

【委員】

相談される方から見れば本当にありがたい話ですね。いつでも相談に乗ってもらえる形なので。

【委員】

追加で質問よろしいですか。具体的には実際どれくらいの相談件数があってどんな相談内容があるのかを教えてくださいませんか。

【障がい福祉課長】

具体的には年間で60件程になっています。中身は生活面が一番多いです。日常生活における相談です。次に多いのが施設入所であったりとかの相談も多いです。以上です。

【委員】

相談員さんが障がいのある当事者の方だったり家族の方だったり同じ立場の方が配置されていてすごく大事なことだなと思います。その立場に置かれないとわからないことがあります。私のような障がいもなく、いわゆる専門家のような立場では言えないことが絶対あると思うので、ピアサポートの体制はとても大切でぜひ続けていただけたらなと思います。一方で相談員さんがどのような方かによって相談できる内容も変わってくると思

ます。私自身の関心もあって二番目に多いとおっしゃっていただいた施設入所の相談の問題はすごく深刻な問題だと思います。そもそも施設が足りていない状況もありますが、本人さんは入所したくてしているとは限らないです。家族にすごく負担をかけている状態で入所となると自分も苦しいといわれます。いわゆる自己決定だと思いますし、地域で暮らしたくても資源がない。そういうとき実際には松阪市にも県内にもヘルパーを使って地域で生活されている方が結構いらっしゃいますよね。私自身の経験ですが、そういう障がいのある方の提案はすごく変わります。施設入所や家族しか選択肢がないと思っていたのだけれどこういう風に地域で暮らしていけるのだ、私もやってみたいと思われる。そういう当事者さんの経験はすごく大事だなと思っていて、ただ、その過程で自分が感じたのは親御さんの不安とか地域の資源の限界とか、そのあたりを一緒になって取り組んでいける周りの関係性や繋がりがないと前に進んでいかないと思います。なので、相談員さんの相談件数が多いということを見ると信頼できる方を置かれているのだなと思うのですが、それは相談員さんが対応しているのか入所有利な選択肢について情報を提供できる相談員さんも大事だと思いますし、知的障がいの相談員さんが親の会に限定されていることもちょっと気になりますし、相談に来られる知的障がいの方はそれで選んでいいのだろうかということもあるのですけれど、知的障がいのある方の相談に親御さんだけが相談に乗れるという訳ではないと思いますので、ピアサポートの流動性というのも高めていただいてもいいのかなと思います。何が言いたいのかが分かりにくいと思うのですが、本人さんが本当に生きたい生活ができるような相談事業の在り方を根幹に据えていただきたいなと思います。ちょっと具体的なことが言えなくてすいません。

【障がい福祉課長】

おっしゃられる意味合いはすごく分かります。本人の決定をどういう風に引き出すかを含めて、基本的には指定特定の相談支援事業者というものがあるのですが、そこが一番のベースになりながら相談に乗るのですが、個人の意向、また、ご家族の意向、周囲の支援者の意向も含めて取りまとめながらいろいろご検討いただいております。もちろん、行政の相談員も中には入りますが、できるだけご本人の意思を重視した対応を心がけていきたいと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思っています。

【委員】

本人さんの意向といったときに本人さんの思いというのが押さえつけられやすい社会的環境がまだまだあると思うので、その辺りを意識して事業を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

【議長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

すいません。目標実績の中に身体障がい者相談員、知的障がい者相談員とあるのですが、精神の障がいについて、そちらはどのようになっていますか。

【障がい福祉課長】

基本的には制度上の設置ということで二つの相談という形になっていますが、精神等におきまして団体さん等が相談にのってもらっているという現状はございます。そこで別にフォローをしてもらっているということですので、ご了解をお願いします。

【委員】

7人という設置の仕方は、身体・肢体の障がい者が4名、ろうあ協会、聴覚障がい者と視覚障がい者が2名、父母の会が1名という7名という内訳になっています。

【議長】

他にご意見とかありましたらお願いいたします。

【委員】

リピートしてごめんなさい。障がい者の自立、障がい者が自立という言葉が引っかかっているのですが、先ほど説明いただいたのですが、もう一度説明いただいても良いですか。

【障がい福祉課長】

自立と申し上げますとご本人が支援を受けずになんでもできるイメージがあると思いますが、福祉という枠で申し上げますと適切な支援を受けながら自分ができることに社会参加をしていくというような意味合いが自立という言葉の意味と考えていただければと思います。

【委員】

この言葉で良いですか。

【障がい福祉課長】

自立という言葉を使っています。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【議長】

他にはよろしかったでしょうか。

ありがとうございます。相談員の方 7 人みえるということできちんと雇用いただいでください。外国人の相談に対する相談員も同じですが、研修の機会は非常に大切に研修を積みながらいろいろな相談を受けながら相談員になっていくことがよく言われていることだと思いますので、問題点課題点をお話しいただいていますので、研修の充実というところはぜひ進めていただければと思います。それでは開始から 1 時間ほど経過しましたので、換気を兼ねて 10 分ほど休憩を取りたいと思います。

【事務局】

事務局から連絡です。この後、栗田委員様におかれましては、所用のため席を外されるということです。また、職員課におきましても業務のため席を空けさせていただきますので、ご報告させていただきます。

(10 分間休憩)

【議長】

時間が来ましたので再開させていただきます。評価検証実施事業の 4 番目の多文化共生社会の実現のための施策として生活オリエンテーション事業です。24 ページをご覧ください。人権・男女共同参画課さんよろしくお願ひします。

【人権・男女共同参画課長】

失礼します。生活オリエンテーション事業について説明させていただきます。この事業についてですが、外国人住民に対しまして、母語等による生活情報等の提供、説明や市役所窓口業務の支援を行うためにフィリピン語とポルトガル語の通訳者 2 名を配置しております。その 2 名におきましては英語も対応できます。令和元年度の通訳等の実績は 7,724 件でございます。通訳利用者の内容、利用の多い課につきましては、戸籍住民課、収納課、市民税課となっております。参考としまして令和元年 10 月末現在、松阪市におけます国籍別の人数でございますが一番多いのがフィリピンで 2,406 人、二番目が中国で 609 人、三番目がベトナムで 499 人、続いて韓国で 217 人、ブラジル 208 人、その他 574 人ということで、全体合計で 4,513 人となっております。前もってご質問いただきました内容につきまして回答させていただきます。新型コロナウイルス渦中にオリンピックが開催されますが、生活オリエンテーション事業では従来通りの政策以外に新たな施策があればというご質問ですが、現時点で新規事業を行うという予定はございませんが、外国人住民の増加に伴いまして支援業務の需要が高まっておりますので、今後も継続して外国人住民のサポートを行ってまいりますと考えております。以上です。

【議長】

ありがとうございました。それではこの件につきまして、何かご質問ご意見がありましたらよろしくお願いたします。

【委員】

こちらを拝見しましても、また、今朝窓口を通ってきました、たくさんの外国人の方に出会いました。非常に朗らかに笑っていらっしゃったので安心して上に上がってきたのですが、支援部署以外に支援する窓口が他にあるのかなというところが気になっております。子育て支援もフィリピンの親子さんやロシアの親子さんがイベントに来ていただいたり、メールをいただいたりするのですが、孤立しやすいということになっているので、他に窓口があるのかどうかをお伺いしたいです。

【人権・男女共同参画課長】

ありがとうございます。生活オリエンテーション事業につきましては市役所での対応ということになりますので、他のところに派遣という事業は行っておりません。ただ、会長さんお見えになるのですが、三重県国際交流財団とかでそういったサポートをしておりますし、そのようなお問い合わせがあったら、松阪市の方もそういったところをご案内させていただきます。

【委員】

川井町にある子ども支援研究センターは違いますよね。

【委員】

いっぽ教室ですね。国際交流に係る事業の一つのいっぽ教室をあそこでやっています。

【委員】

ありがとうございます。

【人権・男女共同参画課長】

子ども支援研究センターの職員がいますので、説明させていただきます。

【子ども支援研究センター所長】

子ども支援研究センターの西出です。子ども支援研究センターの方に外国人児童・生徒に来ていただいていっぽ教室をやっております。日本に来てまだ日本語が話せないような来たばかりの子ども達を対象に支援を行っているという形です。学校に通う子どもの保護者

への対応もこちらのいっぽ教室の母語スタッフがいて通訳を行うという支援を行っています。

【委員】

ありがとうございます。子育てイベントなどで国際交流というか松阪市内の親子さんしか集めていないのですが何かそういう界隈の文化であるとかを交流させるようなものをできたらいいなと思っていますのでお声がけください。

【議長】

外国の人たちが孤立しがちということは人権に関わるいろんな部分で言えることで、まず日本の情報が分からない、違うということを知らないということがあります。わざわざ自分から違うから聞きにこようとは思わないです。押しつけがましいようですけど、教えてあげないと分からないです。本人は知らないから別に聞こうとはしないという非常に難しい状況にありますが、コツコツ続けていくことと市役所だけではできないことをそうやって交流の機会を別の場で作っていただき、アンケートを取ると必ず外国人の方は日本人の方ともっと交流をしたいというポイントは高いという結果になります。高いのだけれどなかなか自分から探していくということは難しいので通訳の方々の協力を得ながら、それが市役所の方や団体の方やキーパーソンの方がいらっしゃると思うのでそういう方を通じてコミュニティに巻き込んでいただければ、非常に市役所の方もありがたく思うのではないのでしょうか。

他にいかがでしょうか。

【委員】

令和2年の実施・計画内容のところですが、市役所の一階にポルトガル語、フィリピン語の通訳を各1名配置しているそうですが、その場合のご相談の日程や日時は分かりますか。

【委員】

これは窓口業務としているので、相談日とかは関係ないですね。

【委員】

英語やフランス語の資格を持っている娘がおりますので、もしお役に立てればと思いついて。

【委員】

この2人は市役所が通訳設置のために雇っている人ですので、臨時ではないですね。合計

7,000 となると一日 20 人ですので、その対応ということでやってもらっています。

【委員】

通訳資格を持っている人がいるので、少しでも役に立つ場があればと。

【人権・男女共同参画課長】

この 2 人は職員ということで 8 時 30 分から 5 時の勤務で毎日対応しております。委員さんの言われる資格や能力のある方はボランティアとして活躍していただける場があると思いますので、そのようなところでボランティア登録をしていただければと思います。

【議長】

市役所ではなく、団体さんとかで通訳の方を入れて色々な交流会をしようかなという時にご都合がつくようならご協力いただけると非常に助かると思います。

【委員】

またよろしく願いいたします。

【議長】

こちらこそよろしく願います。他にいかがでしょうか。

【委員】

国際交流員という方がいたと思うのですが、今はいないのですか。

【人権・男女共同参画課長】

今は途中で辞められた経過がありまして、今は空席となっています。

【委員】

何年前になられますか。3 年くらいになりますか。

【人権・男女共同参画課長】

はっきりとした年数が分からなくて申し訳ありませんが、またご報告させていただきます。

【議長】

国際交流員さんは人権・男女共同参画課の所属ですか。

【人権・男女共同参画課長】

人権・男女共同参画課ではなく、観光交流課の方です。飯南地域振興局地域振興課で事業はしております。

【議長】

松阪市で CIR さんはお一人ですか。

【人権・男女共同参画課長】

一人です。

【議長】

分かりましたありがとうございます。よろしかったですか。

【委員】

はい。大丈夫です。

【議長】

他にいかがでしょうか。

先日新聞等の報道でも流れていましたが、松阪で外国人の方で派遣で働いていた方の大量解雇がありました。その支援として相談窓口などすばやく対応していただいています。技能実習生と呼ばれる方々と在住の方々と色々いらっしやってそれぞれ立場・在留資格が異なる故にいろいろな制約があったり自由があったりするのですが、日本社会は外国の方なしでは産業が変わっていかないという状況であることを考えると、今ベトナムの方が増えていて3番目になっていますけれど、どの国の方が増えてくるかは分かりません。今はコロナの関係でストップしていて、現場の方で人手が足りなくて非常に困っている状況ですが、皆我慢して再開されるのを待っているかのような状況であると聞いています。今フィリピン語と英語とポルトガル語で対応していただいています。きっと何らかのタイミングで多言語の対応が必要になってくる時があると思いますので、松阪市さんの方でもいろいろな制度があることをご存じだと思いますので、活用していただくと多くの方が松阪市で暮らしやすい環境を作っていただけたらありがたいなと思っております。外国人を取り巻く環境はそんな感じです。このテーマについてはこれでよろしかったでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは次に進みたいと思います。バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策ということで手話普及啓発事業です。37 ページをご覧ください。障がい福祉課さんよろしく申し上げます。

【障がい福祉課長】

失礼します。よろしくお願いいたします。取り組み事業では、行動計画の20ページとなりますが、この施策については、手話、点字等によるコミュニケーション支援の充実や情報通信機器の活用などの「情報バリアフリー」の推進を図るための要員の要請・研修の支援や、偏見や差別などの意識のバリア等を取り除くために、人権啓発・教育を推進することとしています。これらを推進する一環として、手話普及啓発事業を推進することと位置づけがされており、平成26年4月の松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例の施行に伴いまして、松阪市手話施策推進会議を設置しまして、手話の普及啓発を図っているところでございます。手話というものを日本語や英語などの音声言語と同じように豊かな表現や文法をもつ言語であるということの理解を深め一人でも多くの人が手話に接し関心を持ってもらえるよう手話の啓発に努める方向で取り組みを進めている次第でございます。具体的には、企業等への手話研修推進事業や啓発イベント、啓発ポスターの募集、手話への入門の講座等の取り組み、推進会議の委員や松阪市のろうあ協会の方々等を含めてみんなで進めているという形になっているところでございます。なお、令和2年度についてはコロナ禍の中、事業内容を見直したり、感染対策を踏まえた形のものへ変えながら実施しておるというような状況でございますが、令和元年度につきましてはご覧のようなイベント等や普及啓発等を行っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それではこの件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

【委員】

市でやってみえるのは手話通訳者の扱いです。ですが、全国や県で対応できるのは手話通訳士ということになっているので三重県の聴覚支援センターとの連携はどの程度になっているか確認したいです。

【障がい福祉課長】

基本的には県とのやり取りというよりも市町自体で事業を実施しておりますので、県とのやり取りといいますと、人の派遣等が、市の登録の手話通訳者だけではまかなえなくなったときに三重県の方において三重県全体でもっている人材を派遣いただくという形での方向になっております。そこがメインの県との繋がりとなっております。

【委員】

はい。ありがとうございます。

【議長】

他にいかがでしょうか。

先ほど委員から担当の方に確認いただきたい内容の伝言がありますので、お伝えします。委員の方から事前質問を出していただいています。この回答として手話通訳のサービスの導入を検討しているところへ回答していただいています。これに対して松阪市が行っている手話啓発事業というのは非常に先進的で県をも先導していくようなものだとおっしゃっていました。手話以外のコミュニケーション障がい、難聴の方などですが、手話以外のコミュニケーション障がいをもっている人達への合理的な配慮としてUD トークなどをぜひ検討してほしいということをお伝えくださいとのことでした。できたら何らかの方法で回答をいただきたいとのことです。次回の会議の出席が難しいとのことですので、議事録の方へ回答書の方を作っていただければ本人にも届くのではと思いますがいかがでしょうか。

【障がい福祉課長】

今のUD トーク自体の考え方も申し上げてよいでしょうか。回答書も残させていただきます。UD トークはアプリでしゃべったことが文字化されてきます。これは非常に会議等ではまだまだ人の話し方の癖等もありますので正確ではありません。それを公の会議の使用というのは私どもの方では完成されたものではないという受け止め方をしているので、個人個人のろう者の方の事情に応じてご利用いただくという推進はさせていただきたいと思いますが、公の場での使用というのは手話通訳者を置いてやっていきたいということが私たちの思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【議長】

ではそれを回答書にまとめていただくと本人にも伝わると思ひますので、よろしくお願ひします。

UD トークについてはよろしかったでしょうか。今はオリンピックの関係もございまして、外国語については結構進んできています。当初は誤訳が多くて全然使い物にならないというのが外国人の方々のご意見でしたが、必要に迫られて多くの方々を利用されているのが現状です。随分と精度が上がってきているという状況にあると思ひます。

それでは、もう40分ぐらいになりますので、これが最後のテーマになると思ひます。6番目の(1)同和問題で人権教育研修事業の説明をお願ひしたいと思ひます。84ページをご覧ください。学校支援課さんよろしくお願ひいたします。

【学校支援課長】

学校支援課です。よろしくお願ひします。教職員の人権教育に係る研修につきましては、83ページの「教職員研修事業」での、研修講座に、3講座、人権研修を位置付けていると

もに、平成 29 年度から、「人権教育ネットワーク推進事業」の中で実施していますので、評価シート 86 ページをご覧くださいと思います。本年度は、コロナ禍ということもありまして、各校において、コロナウイルス感染に伴う差別や偏見についての学習も取り入れています。地域の実情や子どもの実態を踏まえて、個別の人権問題については、学年ごとに年間計画を作成して、人権教育を推進しています。この事業におきましては、教職員の指導あるいは資質の向上を図ることを目的に、各中学校区の人権教育推進の組織と、松阪市人権教育研究会に委託し、人権問題に係る各種研究大会や、講座への参加機会を提供しています。成果といたしましては、全国や県内の優れた実践を学ぶことで、参加した教員の人権意識の高揚が図られ、地域に向けても取り組みを発信しております。一方、課題といたしましては、各校での実践であるとか課題に応じた人権教育の実践に活かせるよう、参加した教職員が、研修会等で学んだことを還流する等、研修体制をより一層整えていく必要があると捉えています。簡単ですが以上となります。

【議長】

ありがとうございます。それではこの件につきまして、ご意見ご質問がありましたらよろしく願いいたします。

【委員】

教職員さんに対しての人権教育とあるのですが、今は価値観が多様化しておりますので、先生方もいろいろな考え方がいらっしゃる、人権に対してもいろいろな価値観を持たれる方がいらっしゃると思うのですが、母親の立場として、保護者の立場としてなんですが、人権教育と言われましてもどのような内容でご指導されているのか、どのような反応があるのかを教えてくださいたいです。

【学校支援課長】

ご質問ありがとうございます。人権教育といたしましても幅広くございます。性的マイノリティ、LGBT の問題や平和に関することなど多岐にわたる部分でございます。そういった中で個別の人権問題についてはその地域の実情や子どもの実態を踏まえて先ほども話をさせていただきましたけれども、日常生活の中で部落の授業だけではなく、一日の中で差別は許されないことだ、いじめはいけないことだということを、日常生活を通してアンテナをしっかりと張る、あるいは、子ども自身が主体的に行動できるような力を育成するということも捉えておりますし、教職員自身も子どもたちの何気ない言葉という言葉が人を傷つけてしまったりして差別に繋がるんだということで、機を逸せずには声掛けをする部分であったり、課題につきましては学校によっても異なっているところもございますが年間計画を立てて学校の中で共通認識を図ったうえで取り組みを進めています。先ほども申しましたが教職員研修につきましては子ども支援研究センターの方で差別解消推進 3 法、それに伴う 3

法の研修会をもっております。ヘイトスピーチであったり、障がい者であったり、部落問題であったりだけではなく、一日の中で子どもたちの学んでいく力というものを松人研といいますが市内の全体の研究テーマとして解消に取り組んでいる現状でございます。

【委員】

ありがとうございます。保護者の立場からもいろいろ取り組んでいただいているのを身をもって実感しております。本当に感謝を申し上げます。教職員の方のご指導も非常に大切だと思いますが、家庭での影響、人権というものを家庭としてどう捉えているかということが非常に子どもに影響していたり、それが言葉ににじみ出てしまったりということが多々見受けられると思います。教育の現場プラス家庭の保護者に向けての啓蒙と言いますか、人権ということを一人一人が自分の身につくような取り組みやアイデアがあったらご相談に乗っていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【学校支援課長】

ありがとうございます。学習指導要領の中にも地域とともにある学校づくりということ、学校だけで対応するというのではなく、保護者の方あるいは地域の方とともに子どもたちを育てていくということが求められております。各中学校区でもそういう組織をもっておりますので、地域ごとで取り組みを地域に発信することもございますし、子どもたちの思いを早期に発見するということが教員として相談体制の充実ということを意識しているところでございます。おっしゃっていただきましたとおり、保護者の方のご協力という部分でぜひ子どもたちを育てていくうえで各校の目指す学校像、子ども像ということの発信はしていると思いますが、そこに伴っての課題等をぜひ引き続きご協力いただければと思います。

【委員】

失礼します。委員がおっしゃっていたことについて、私もすごく思っていたことですので、少し話をさせていただきます。今大人になっている人も元は子供だったわけですよね。その時の家庭教育、親の教育というものがすごく大事だと思います。それが出てきて今の自分を作っていると思うのですが、ちょっとした言葉でも家庭の中で気づき、見つけていくということがすごく大事だと思うので、人権にしてもいろんなことにしても、この市役所の人たちも同じだと思いますが、そういう人間を作ってきた元を大事にいただければなと思います。私も始めから聞かせていただいていたので、人権はもちろんそうですが、全てに通じると思います。保護司で学校訪問をさせていただいておりますので、すごく目標を掲げて一生懸命取り組んでいる学校も見させていただいております。本当にありがたいなと思うのですが、上っ面だけではなく、中へ入り込んでやっていただければと思います。

【議長】

家庭教育の担当部署はありますか。学校教育の中で保護者向けにやっていることが家庭教育の推進なのですかね。

【学校支援課長】

PTA活動の中で位置づけているところがございます。家庭教育部会ということで位置づけているところもあれば体育保健にあるなど、各校によって部会が設置されています。保護者の方の声を聞いたりする機会も一層取り組んでいかなければいけないと聞かせていただきましたのでその辺りをより広げていきたいと考えております。

【議長】

ありがとうございます。家庭教育は誰がするのだろうと疑問に思うことがあります。みんなが仕事をしていこうということになっていって、女性も仕事をもって働いている方も多いですけど、なら子どもは誰が面倒を見るのという疑問が出てきます。保育士さんが全部面倒を見るのかと言われればそうではありませんし、隙間の時間は出てきます。そういう部分で、いじめも今ひどくなっているということがありますが、ひずみから今までのシステムからは違う方向に動き出したところに歪みがでて生まれてきたことなのかなと思いますので、家庭教育を家でできる方は家で、家でできない方はそれに代わる場所を作っていくと子供を誰が育てるのかという話になっていくという思いがずっとあり、ぜひ家庭教育を推進してほしいと思いましたので付け加えさせていただきました。

【委員】

少し分野が違うのでこれは紹介だけなのですが。市内5つの地域包括支援センターで子どもたちに向けて認知症のキッズサポーター養成講座というものを開いています。目的としては、認知症の方や疾病に対する理解促進と地域社会を構成している子ども達にも認知症の方を支える一翼を担っていただくという目的でサポーター講座を開いているのですが、最近すごく良いエピソードがありましたのでご紹介させていただきます。ある学校でサポーター養成講座を受けた子どもさんがこれまであまり行き来がなかったおばあちゃんのお宅に毎日行くようになって言葉かけがすごく変わったとのこと。今まで孫とおばあちゃんとの関係だったのがおばあちゃんに対してとてもやさしい言葉かけ、おばあちゃんの人格を尊重する言葉かけを小学生の中学年でできるようになったというお話を聞いて、やはりそういう授業というのは高齢者の認知症に関することだけではなくて子ども達の人格形成にも非常に有効なのだなということを感じましたのでご紹介させていただきました。

【議長】

学校だけではないと思います。いろんな機会を作っていただくのは地域の中でそういう

ことを感じられる機会があればあるほど子ども達は豊かな感性をもって育っていくと思う
といいお話を聞かせてもらったなと思います。ありがとうございます。

他にはよろしかったでしょうか。ありがとうございます。まだあと5つのテーマが残って
いるのですが、事務局の方で12月23日に第2回目の日を設定していただいておりますの
で、残りの5つについては12月23日に審議を行っていただければと思います。次回も今
回に引き続き資料をお持ちいただきますようお願いいたします。それでは事務局の方にお返し
します。

【事務局】

長い時間ご審議いただき、ありがとうございます。今会長からもご連絡がありましたとお
り、5つの事業の審議が残っておりますので、12月23日水曜日の10時からこちらの第3・
第4委員会室でお願いしたいと思いますので、皆様のご出席をよろしくお願いいたしま
す。それではこれで審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。